

平成29年6月13日（火）

（午前9時30分 開議）

○議長（岡 弘悟君）おはようございます。
ただ今の出席議員数は20人で全員であります。

○議長（岡 弘悟君）これより本日の会議を開きます。

○議長（岡 弘悟君）この際、報告いたします。

6月12日に開催されました、各常任委員会及び議会運営委員会における正副委員長の互選の結果、総務委員会委員長に井上勝彦君、副委員長に楠本知子君、経済建設委員会委員長に森下伸吾君、副委員長に杉本俊彦君、文教厚生委員会委員長に小林弘君、副委員長に岡本安弘君、議会運営委員会委員長に田中博晃君、副委員長に樽井豪男君がそれぞれ選任されました。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡 弘悟君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、2番 石橋君、13番 樽井君の2人を指名いたします。

日程第2 承認第1号 専決処分事項の承認について（平成28年度橋本市一般会計補正予算（第6号））から、日程第18 議案第10号 市道路線の認定について までの17件

○議長（岡 弘悟君）日程第2 承認第1号

専決処分事項の承認について（平成28年度橋本市一般会計補正予算（第6号））から、日程第18 議案第10号 市道路線の認定について までの17件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）おはようございます。

それでは、市議会6月定例会に提案しております各議案についてご説明を申し上げます。

本議会には、専決処分事項の承認案件7件のほか、平成29年度橋本市一般会計、特別会計、企業会計の補正予算案件が5件、条例の改正案件が4件、市道路線認定の案件が1件、合計17件の案件を提案させていただきました。

まず、承認第1号は、平成28年度橋本市一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

歳入のみの補正で、3月定例市議会以降に確定した地方譲与税、利子割交付金などの各交付金や地方交付税、国庫支出金など、歳入の増減額をそれぞれ補正した結果、減収となり、その減収額相当分について財政調整基金繰入金を増額し、歳入予算の調整をいたしました。

繰越明許費補正については、事業の進捗状況により追加の必要が生じたものでございます。

続きまして、承認第2号は平成28年度橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

本補正予算は保険料の増収に伴い、後期高齢者医療広域連合への納付金の増額補正をしたものでございます。

ただ今、ご説明いたしました承認第1号及び承認第2号につきましては、平成29年3月31日に急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったもので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

承認第3号の橋本市税条例の一部を改正する条例、承認第4号の橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例及び承認第5号の橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、いずれも地方税法が改正され、平成29年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

承認第6号は、和解に係る損害賠償の額を定めることについてでございます。これは、公用車の事故に伴うもので、先日、相手方との条件面での合意に至り、早急に示談を締結する必要が生じたため、専決処分を行ったものでございます。

承認第7号は、橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例の一部を改正する条例についてでございます。これは経営改善の一環として、平成29年4月1日から当分の間、病院事業管理者の給料を5%減額するため、所要の改正を行ったものでございます。

次に、議案第1号は、平成29年度橋本市一般会計補正予算（第1号）でございます。

一般会計の補正総額といたしまして、4,685万5,000円でございます。歳出予算の主なものをご説明申し上げますと、総務費の教育と福祉の連携に要する経費では、子どもを取り巻く今日的な課題解決のため、市独自の貧困実態調査や児童生徒への効果的支援を行うための経費など、100万円を予算計上いたしました。

次に、自治会に要する経費では、市補助金交付要綱に基づき、集会所の改修及び掲示板設置に対しての補助金、84万4,000円を予算計上いたしました。

また、災害対策に要する経費では、自主防災組織の育成のためコミュニティ助成が採択となった城山台連合自主防災会への補助金、200万円を予算計上いたしました。

次に、衛生費の環境保全に要する経費では、平成28年度をもって廃止されたえびす温泉の建物を解体する工事費、831万1,000円を予算計上いたしました。また、ごみ対策に要する経費では、拠点収集場所の整備のためのごみ収集ボックスなどの購入経費として、99万5,000円を予算計上いたしました。

次に、農林水産業費の農業振興に要する経費では、清水・西畑地域の移住対策、農業対策等を実施するため、国の全額補助による、はしもと河南地区活性化協議会への補助金、654万8,000円を予算計上いたしました。

次に、商工費の企業誘致に要する経費では、企業誘致用地等の売払収入を、企業誘致対策基金に積み立てる経費として、1,426万2,000円を予算計上いたしました。

また、観光振興に要する経費において、コミュニティ活性化のため、コミュニティ助成が採択となった隅田八幡だんじり振興会が行う、だんじりや太鼓の修繕等に対する補助金、250万円を予算計上いたしました。

次に、教育費では、小学校就学援助に要する経費及び中学校就学援助に要する経費において、今年度に要保護児童生徒援助費のうち、新入学児童生徒学用品等の国の補助単価が増額されたことに伴い、市の単独事業である準要保護児童生徒援助についても同様の増額を行うための援助費として、234万1,000円を予算計上いたしました。

以上が、一般会計の歳出の主なものでございます。

次に、議案第2号から議案第5号までの特別会計、企業会計の補正予算でございます。主なものをご説明させていただきますと、議

案第5号の水道事業会計では、平成29年度水道事業当初予算第4条の2に定めてあった、簡易水道事業から引き継ぐ特例的債権及び債務を確定金額に改めるものでございます。また、債務負担行為として、水道施設遠方監視システムのクラウド利用に係るサービス業務委託について、限度額7,210万円として、平成44年までの期間を定めるものでございます。

議案第6号は、橋本市手数料条例の一部を改正する条例についてでございます。これは、本市が設置しております自動交付機4台を平成29年6月30日をもって廃止することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第7号は、橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、児童福祉法及び児童扶養手当施行令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第8号は、橋本市消防団員等公務災害補償条例及び橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてでございます。これは、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第9号は、橋本市民病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。これは、診療科目の診療内科及び腎臓内科を削除し、救急科及び腫瘍内科を追加するものでございます。

議案第10号は、市道路線の認定についてでございます。これは、保健福祉センター南線を新たに市道として認定するものでございます。

以上、承認7件、議案10件、計17件についてご説明申し上げます。

議員各位には、よろしくご審議の上ご賛同

賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（岡 弘悟君）市長の説明が終わりました。

日程第19 橋本伊都衛生施設組合議会議員の選挙

○議長（岡 弘悟君）日程第19 橋本伊都衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、橋本伊都衛生施設組合議会議員の任期が満了いたしましたので、組合同規約第5条の規定により、本市議会議員の中から4人の議員を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

橋本伊都衛生施設組合議会議員に楠本知子君、井上勝彦君、辻本勉君、岡弘悟の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長において指名いたしました4人を、橋本伊都衛生施設組合議会議員の当選人と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました楠本知子君、井上勝彦君、辻本勉君、岡弘悟が橋本伊都衛生施設組合議会議員に当選されました。

ただ今、橋本伊都衛生施設組合議会議員に当選されました楠本知子君、井上勝彦君、辻本勉君、岡弘悟に、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

日程第20 橋本周辺広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙

○議長(岡 弘悟君) 日程第20 橋本周辺広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙 を行います。

この選挙は、橋本周辺広域市町村圏組合議会議員の田中博晃君、堀内和久君、中本正人君の3人が組合議員を辞職し、欠員となりましたので、組合規約第5条の規定により、本市議会議員の中から3人の議員を補欠選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) ご異議なしと認めます。

議長において指名することに決しました。橋本周辺広域市町村圏組合議会議員に小林弘君、森下伸吾君、岡弘悟の3人を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長において指名いたしました3人を橋本周辺広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました小林弘君、森下伸吾君、岡弘悟が橋本周辺広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただ今、橋本周辺広域市町村圏組合議会議員に当選されました小林弘君、森下伸吾君、岡弘悟に、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

日程第21 伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合議会議員の選挙

○議長(岡 弘悟君) 日程第21 伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合議会議員の選挙 を行います。

この選挙は、伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合議会議員の堀内和久君が組合議員を辞職し、欠員となりましたので、組合規約第5条の規定により、本市議会議員の中から1人の議員を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合議会議員に小林弘君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長において指名いたしました小林弘君を伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました小林弘君が伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合議会議員に当選されました。

ただ今、伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合議会議員に当選されました小林弘君に、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

日程第22 伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合議会議員の選挙

○議長(岡 弘悟君) 日程第22 伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合議会議員の選挙 を行います。

この選挙は伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合議会議員の今城敏仁君が組合議員を辞職し、欠員となりましたので、組合規約第5条の規定により、本市議会議員の中から1人の議員を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によること

に決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合議会議員に岡本安弘君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長において指名いたしました岡本安弘君を伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました岡本安弘君が伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合議会議員に当選されました。

ただ今、伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合議会議員に当選されました岡本安弘君に、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

日程第23 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長(岡 弘悟君) 日程第23 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 を行います。

この選挙は和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の堀内和久君が広域連合議員を辞職し、欠員となりましたので、広域連合規約第8条の規定により、本市議会議員の中から1人の議員を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第

118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

○議長(岡 弘悟君)ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に小林弘君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長において指名いたしました小林弘君を和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました小林弘君が和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただ今、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました小林弘君に、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

○議長(岡 弘悟君)以上で本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。

明6月14日から6月18日までの5日間は、議案調査等のため休会とし、6月19日、午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議なしと認めます。

よってそのように決しました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

(午前9時50分 散会)